

役員の在籍年齢に関する規定

JAB S103-2010

改定日：2010年8月5日

公益財団法人 日本適合性認定協会

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「本協会」という。）の役員の在籍年齢について規定する。

(常勤役員)

第2条 常勤役員の在職年齢は満66歳とし、在任期限はこの誕生日を含む事業年度に関する定期評議員会の終結の時までとする。

(非常勤の理事)

第3条 非常勤の理事については、新任者については満75歳を越えて、再任者については満80歳を越えて、それぞれ任命しない。

(例外)

第4条 役員の知識及び経験が本協会の業務運営上特に必要である場合であつて、当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の適正な業務運営に関する国民の信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合については、第2条及び第3条の限りでない。但し、理事会、評議員会の了解を要するものとする。

(補則)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を要する。

附則

この規定は、2010年8月5日から施行する。

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1210 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします